

令和元年12月13日

議員各位

産業厚生常任委員会

委員長 中村 美穂

委員長報告書

産業厚生常任委員会に付託された議案等の審査結果について、会議規則第41条の規定により報告いたします。

1.審査期間：令和元年12月9日

2.付託された議案等

議案番号	件名	結果
85	長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
86	長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例	全会一致 可決
88	令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）	全会一致 可決
89	長与町印鑑条例の一部を改正する条例	全会一致 可決

産業厚生常任委員長報告

審査日	令和 元年 12月 9日
出席委員	中村美穂 竹中 悟 松林 敏 安部 都 岩永政則 堤 理志 吉岡清彦
説明員	関係所管課管理職 その他関係職員

議案第85号 長与町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

災害弔慰金の支給等に関する法律ならびに同法施行令等の改正に伴い、所要の改正を行うもの。法改正により、償還金の支払い猶予または免除の判断をする際に、報告等を求めることができるよう条文が追加されたことから、条文の追記および整備をするもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 改正点の主なものとして報告等を求めるとあるが、どのように変わるのか。

答弁 今回の改正により貸付を受けている人、保証人に対して支払い猶予や免除する際に、収入の状況の報告を求めることや、官公署等に調査することができるようになる。

質疑 不都合が生じたため改正になるのではないか。

答弁 現在は被災者生活再建支援法という給付の支援があるが、平成7年に発生した阪神淡路大震災の被災者に対する支援の金銭的な支援は、災害弔慰金の貸付制度しかなかったため、貸付データ件数と金額が莫大になり、その債権の回収について自治体のコストが増加し、滞納として残っている。今回の改正で調査したうえで免除等ができるようになる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第86号 長与町水道事業の設置等に関する条例及び長与町水道給水条例の一部を改正する条例について

【提案理由の概要】

簡易水道事業を長与町上水道事業に統合するため、所要の改正を行うもの。

附則では、令和2年4月1日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 上水道の給水区域で本川内郷の一部、三根郷の一部などの一部とはどこなのか。水道事業に入らない区域もあるのか。

答弁 一部という表現は、住宅地域と山林とかがある地区の中で、住宅地域だけをピックアップするという意味である。給水区域外の地域については一部まだ自主水源の地域もある。

質疑 町の給水区域に入らないのは何世帯あるのか。

答弁 40世帯である。

質疑 条例改正後の住民の利用や料金などの手続きに何か変更はあるのか。

答弁 全く何の変更もない。

質疑 自由が丘簡易水道と道の尾簡易水道は町が買い取ったのか。

答弁 買い取るということではなく、自由が丘簡易水道、道の尾簡易水道も施設自体が長与町の資産になっている。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第89号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

【提案理由の概要】

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う印鑑登録証明事務処理要領の一部改正に基づき、登録資格事項等について、所要の改正を行うもの。

附則では、公布の日から施行する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 成年被後見人が意思能力を有しないものに変更されるがどうなるのか。

答弁 現在は、全ての成年被後見人が印鑑登録できないが、成年被後見人の人権を尊重する法律の改正で、法定代理人が同行して本人から申請がある場合に、印鑑登録ができるようになる。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第88号 令和元年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由の概要】

既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億2,913万2千円とするもので、職員の配置転換及び人事院勧告の給与措置によるもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑 人件費は配置転換と人事院勧告によるものとしているが、何名の異動なのか。

答弁 保健師の1名である。

質疑 異動により金額が増加した理由は何か。

答弁 異動した職員の経験年数と年齢の差があるためである。

主な質疑は以上のとおり。

全会一致で可決すべきものと決した。